

厚木市総合計画審議会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市総合計画審議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者で18歳以上のもの
 - ア 市内に在住し、在勤し、又は在学している者
 - イ 市内で公共的な活動をしている者
 - ウ 市に納税義務を負う者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、委員総数の20パーセント以上とし、男女の比率は同じとすることに努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び厚木市ホームページで募集するものとする。

2 委員に応募する者は、厚木市総合計画審議会委員応募申込書（別記様式）を提出するものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による厚木市総合計画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、総合計画主管部長、総合計画主管部次長及び総合計画主管課長をもって構成する。

3 選考委員会には、選考委員長を置く。

4 選考委員長は、総合計画主管部長の職にある者をもって充てるものとする。

5 選考委員会は、選考委員長が招集する。

6 選考委員会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委員の選考)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、提出された意見、社会的活動の経験等を総合的に考慮するものとする。

(選考の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 3 月 9 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

厚木市総合計画審議会委員応募申込書

令和 年 月 日

厚木市総合計画審議会委員に次のとおり応募します。

1 氏名等

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日生	性 別	男・女 その他 答えたくない
住 所	〒 ー		
勤務先又は学校の 名称及び所在地 ※在勤、在学者のみ記入	名 称		
	所在地		
連絡先電話番号	(自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯)	職業等	
メールアドレス			

2 活動経験等

次の活動経験について、差し支えのない範囲で記入してください。

国・県・市町村の審 議会等委員、モニタ ー等の経験	名称・自治体等名	期 間
その他の地域活動 等の経験	活 動 の 内 容	年月又は期間

※記入上の留意事項

- 1 審議会等とは、附属機関及び附属機関に準ずる機関をいいます。
- 2 その他の活動には、例えば、自治会、地域文化、環境、教育などの団体・グループへの参加状況や経験などを記入してください。

3 応募資格の確認

応募資格として、本市の他の審議会等の委員でないことが要件となっていることから、就任及び応募状況の確認をさせていただきますので、次の内容について、記入してください。

(1) 本市の他の審議会等委員就任状況

現在、就任している本市の他の審議会等が	(ある ・ ない)
---------------------	-------------

※ある場合は、以下を記入してください。

現在、就任している本市の他の審議会等名	任期終了日

※応募する審議会等の任期開始日が現在就任している本市の他の審議会等の任期中である場合については、応募できません。

(2) 本市の他の審議会等への応募状況

現在、応募している本市の他の審議会等が	(ある ・ ない)
---------------------	-------------

※ある場合は、以下を記入してください。

現在、応募している本市の他の審議会等名

※複数の本市の審議会等委員に応募している場合については、重複して就任することはできません。

